

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		公園予定の区域及び施設の占用の許可及び変更許可		
根拠法令及び条項		都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 33 条第 4 項第 6 条第 1 項及び第 3 項		
所 管 部 課 名		建設部 緑化公園課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市都市公園条例(昭和 44 年条例第 23 号)第 17 条、第 9 条第 2 項、第 9 条の 2		
	基 準	公園予定の区域及び施設についても、公園と同様とする。		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 5 ～ 1 0 日程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	経由機関 日（機関名 ） 協議機関 日（機関名 ） 処分機関 ～ 日		
	設定年月日	平成 23 年 3 月 11 日	最終変更年月日	
備 考				